



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年5月31日金曜日 第2474号

## ◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	434
指定医療機関の所在地名の変更.....	( " ) ...	435
指定介護機関の所在地名の変更.....	( " ) ...	435
指定医療機関の廃止の届出.....	( " ) ...	435
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ) ...	435
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	( " ) ...	436
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ) ...	436
介護機関(地域包括支援センター)の指定.....	( " ) ...	436
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件).....	( " ) ...	437
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更(3件).....	( " ) ...	437
指定介護機関(介護予防事業者)の変更(2件).....	( " ) ...	438
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...	438
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...	439
指定介護機関(地域包括支援センター)の廃止の届出.....	( " ) ...	439
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	439
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	( " ) ...	440
地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示.....	(農政課) ...	440
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(4件).....	(森林整備課) ...	441
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	441
道路の区域変更(県道玉川菊間線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	441
介護員養成研修事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	442
土地改良区役員就退任の届出(2件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	442
道路の供用開始(県道伊予松山港線).....	(中予地方局管理課) ...	442
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	442
道路の区域変更(一般国道197号).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	443
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	443
道路の区域変更(県道蔵川大谷線).....	( " ) ...	443
道路の供用開始(県道高瀬松溪線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	443

## 公 告

初動捜査支援システムの購入..... (警察本部会計課) ... 443

## 人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 444

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第644号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中村時広

社会医療法人石川記念会HITO病院	社会医療法人石川記念会	四国中央市上分町788番地1	平成25年4月1日
三島中央薬局	愛ファーマシー株式会社	四国中央市三島中央五丁目9-48	平成25年5月1日
田之浜あじき医院	医療法人あじき医院	西予市明浜町田之浜甲1108番地第3	平成25年5月1日

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
松永耳鼻咽喉科医院	医療法人松永耳鼻咽喉科医院	西条市大町1365番地	平成23年5月1日

○愛媛県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
樋口内科下泊診療所	樋 口 敏	西予市三瓶町下泊2707番地	西予市三瓶町下泊785番地 1	平成25年 4月 1日

○愛媛県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関の所在地名が、次のように変更された。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
特別養護老人ホーム自在園	社会福祉法人御荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町御荘平城5272	南宇和郡愛南町満倉2301番地 1	平成25年 4月 1日

○愛媛県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
松永耳鼻咽喉科医院	松 永 喜 久	西条市大町1365	平成23年 4月30日

社会医療法人石川記念会石川病院	社会医療法人石川記念会	四国中央市上分町732 - 1	平成25年 3月31日
西予市国民健康保険田之浜診療所	西 予 市	西予市明浜町田之浜甲1108番地第3	平成25年 3月31日
西予市国民健康保険高山診療所	西 予 市	西予市明浜町高山3656番地	平成25年 3月31日

○愛媛県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社クオリア	伊予郡松前町大字北黒田679番地 1	セルフ・クリエイトくるみ	伊予郡松前町大字北黒田679番地 1	平成25年 4月 1日
有限会社武吉	今治市横田町一丁目 6番 3号	武吉ホームヘルプサービス西条	西条市大町1013 - 5	平成25年 4月18日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	ヘルパーステーションあつたか	伊予郡砥部町高尾田1171番地 2	平成25年 5月 1日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	ライフリハデイサービスあつたか	伊予郡砥部町高尾田1171番地 2	平成25年 5月 1日
株式会社みずき	宇和島市吉田町深浦 2番耕地 550番地 7	ヘルパーステーションみずき	宇和島市川内甲957番地 4	平成25年 5月 1日
株式会社夢と希望の会	大洲市新谷甲318番地	デイサービス新谷の家	大洲市新谷甲318番地	平成25年 5月 1日

株式会社だんだん	西予市野村町野村12号532番地	グループホームつるかめ	西予市野村町野村2号109番地1	平成25年5月1日
----------	------------------	-------------	------------------	-----------

## ○愛媛県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人補天会	今治市米屋町3-1-15	光生園	今治市大西町九王622番地1	平成25年3月1日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南9番10	ケアプランセンター共立病院	西条市三津屋南9番10	平成25年5月1日
株式会社夢と希望の会	大洲市新谷甲318番地	居宅介護支援事業所夢と希望	大洲市新谷甲318番地	平成25年5月1日

## ○愛媛県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社クオリア	伊予郡松前町大字北黒田679番地1	セルフ・クリエイトくるみ	伊予郡松前町大字北黒田679番地1	平成25年4月1日
有限会社武吉	今治市横田町一丁目6番3号	武吉ホームヘルプサービス西条	西条市大町1013-5	平成25年4月18日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	ヘルパーステーションあつたか	伊予郡砥部町高尾田1171番地2	平成25年5月1日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	ライフリハデイサービスあつたか	伊予郡砥部町高尾田1171番地2	平成25年5月1日
株式会社みずき	宇和島市吉田町深浦2番耕地550番地7	ヘルパーステーションみずき	宇和島市川内甲957番地4	平成25年5月1日
株式会社夢と希望の会	大洲市新谷甲318番地	デイサービス新谷の家	大洲市新谷甲318番地	平成25年5月1日
株式会社だんだん	西予市野村町野村12号532番地	グループホームつるかめ	西予市野村町野村2号109番地1	平成25年5月1日

## ○愛媛県告示第651号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（地域包括支援センター）を次のように指定した。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人滴水会	今治市末広町一丁目5番地5	今治市地域包括支援センター美須賀・立花	今治市黄金町二丁目2番地5	平成25年4月1日

社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市地域包括支援センター北郷・大西・菊間	今治市大西町宮脇甲501番地2	平成25年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川	今治市玉川町大野甲86番地1	平成25年4月1日

○愛媛県告示第652号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称が次のように変更された。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 一般社団法人喜多医師会	大洲市徳森字小鳥越2632番地3	喜多医師会訪問看護ステーション	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成25年4月1日
（変更前） 社団法人喜多医師会				

○愛媛県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人御荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町満倉2301番地1	指定短期入所生活介護事業所 自在園	（変更後） 南宇和郡愛南町満倉2301番地1	平成25年4月1日
			（変更前） 南宇和郡愛南町御荘平城5272	
社会福祉法人御荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町満倉2301番地1	デイサービスセンター自在	（変更後） 南宇和郡愛南町満倉2301番地1	平成25年4月1日
			（変更前） 南宇和郡愛南町御荘平城5272	

○愛媛県告示第654号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の名称が次のように変更された。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 一般社団法人喜多医師会	大洲市徳森字小鳥越2632番地3	喜多医師会指定居宅介護支援事業所	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成25年4月1日
（変更前） 社団法人喜多医師会				

○愛媛県告示第655号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人隆典会	今治市別名274	(変更後) 居宅介護支援事業所シルビウス	今治市別名267番地1	平成25年4月1日
		(変更前) 今治市在宅介護支援センターシルビウス		

○愛媛県告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人御荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町満倉2301番地1	指定居宅介護支援事業所自在園	(変更後) 南宇和郡愛南町満倉2301番地1	平成25年4月1日
			(変更前) 南宇和郡愛南町御荘平城5272	

○愛媛県告示第657号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称が次のように変更された。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
(変更後) 一般社団法人喜多医師会	大洲市徳森字小鳥越2632番地3	喜多医師会訪問看護ステーション	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成25年4月1日
(変更前) 社団法人喜多医師会				

○愛媛県告示第658号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年5月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人御荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町満倉2301番地1	指定短期入所生活介護事業所自在園	(変更後) 南宇和郡愛南町満倉2301番地1	平成25年4月1日
			(変更前) 南宇和郡愛南町御荘平城5272	
社会福祉法人御荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町満倉2301番地1	デイサービスセンター自在	(変更後) 南宇和郡愛南町満倉2301番地1	平成25年4月1日
			(変更前) 南宇和郡愛南町御荘平城5272	

○愛媛県告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	デイサービスセンター砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267	平成25年 3月31日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目43番地1	西予市国民健康保険高山診療所	西予市明浜町高山甲3656番地	平成25年 3月31日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目43番地1	西予市国民健康保険田之浜診療所	西予市明浜町田之浜甲1108番地第3	平成25年 3月31日

○愛媛県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	デイサービスセンター砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267	平成25年 3月31日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目43番地1	西予市国民健康保険高山診療所	西予市明浜町高山甲3656番地	平成25年 3月31日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目43番地1	西予市国民健康保険田之浜診療所	西予市明浜町田之浜甲1108番地第3	平成25年 3月31日

○愛媛県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（地域包括支援センター）から、介護予防支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	指定介護予防支援事業所今治市中央地域包括支援センター	今治市別宮町一丁目4番地1	平成25年 3月31日
今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	指定介護予防支援事業所今治市玉川地域包括支援センター	今治市玉川町三反地甲10-1	平成25年 3月31日

○愛媛県告示第662号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストアモリ西条朔日市店  
西条市朔日市字兵衛田322番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ナチュラル株式会社  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1  
代表取締役 森 信

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 ナチュラル株式会社  
 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1  
 代表取締役 森 信
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成26年 1月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,431平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 ア 駐車場の収容台数  
 50台  
 イ 駐輪場の収容台数  
 30台  
 ウ 荷さばき施設の面積  
 40平方メートル  
 エ 廃棄物等の保管施設の容量  
 10 28立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 24時間  
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 24時間

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
 2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6時から午後10時まで
- 2 届出年月日  
 平成25年 5月14日
- 3 意見書の提出  
 この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。  
 なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部商工観光室並びに西条市役所において告示の日から 1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項  
 ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 イ 当該大規模小売店舗の名称  
 ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第663号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1月間縦覧に供する。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
(仮称) マックスバリュウ 万ノ台店	松山市久万ノ台480	生活環境保持の見地からの意見はなし。	店舗周辺地域の生活環境の保持（交通安全を含む）の見地から、開店時間は早くとも午前9時以降とし、閉店時間は遅くとも午後9時までとすべきである。

○愛媛県告示第664号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成25年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
今治市	常盤町、南日吉町、中日吉町、北日吉町、宮下町の一部 別宮町、石井町の一部	平成26年 3月31日まで "	地籍調査 " (概況調査)
宇和島市	下畑地の一部 大浦の一部 下畑地の一部	平成26年 3月31日まで "	地籍調査 " 数値情報化

	大浦の一部 本九島、蛤、百之浦	"	"
新居浜市	瓜生野の一部 河之北の一部 治良丸、旦の上の一部 旦の上、大上院の一部	平成26年 3月31日まで " " "	地籍調査 " " "
大洲市	新谷の一部 長浜の一部	平成26年 3月31日まで "	地籍調査 "
四国中央市	寒川江之元 金砂町平野山の一部 金生町山田井の一部 土居町上野の一部 新瀬川の一部 馬立の一部 三島金子の一部 川之江町の一部 土居町上野の一部 新瀬川の一部	平成26年 3月31日まで " " " " " " " " "	地籍調査 " " " " " " " " " 数値情報化 " "

東 温 市	明河の一部	平成26年 3月31日まで	地籍調査
	滑川の一部	〃	〃
	松瀬川の一部	〃	〃
	北方の一部	〃	〃
	河之内の一部	〃	〃
	滑川の一部	〃	数値情報化
	明河の一部	〃	〃
	北方の一部	〃	〃
松 前 町	北黒田の一部	平成26年 3月31日まで	地籍調査
	北川原の一部	〃	〃
	筒井の一部	〃	〃
	南黒田の一部	〃	〃 (概況調査)

○愛媛県告示第665号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡松野町大字豊岡4757の1、4761の1、4761の3、4769から4778まで、4780から4784まで、4785の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第666号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
昭和56年 5月30日農林水産省告示第799号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5月31日

場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第667号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
平成4年 2月15日農林水産省告示第248号（一に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第668号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
平成5年 1月22日農林水産省告示第69号（一に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第669号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年 5月31日から 6月13日まで



愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町浜2877番から 同町浜2866番まで	旧	メートル 3.6～4.1	キロメートル 0.033	
			新	10.4～10.5	0.033	

○愛媛県告示第671号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 5月31日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
準学校法人松山ビジネス スカレッジ（松山歯科 衛生士専門学校）	松山市一番町一丁目4 番地1	介護職員初 任者研修に 関する課程	平成25年 5月20日

○愛媛県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年 5月31日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	向 井 明	伊予市本郡511番地2

○愛媛県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字西開877番6から 同字894番10地先まで	平成25年 5月31日
”	”	伊予郡松前町大字北川原字原端951番8から 同字951番9まで	”

○愛媛県告示第675号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 5月31日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
25中局建（開）第11号 平成25年 5月22日	伊予郡松前町大字鶴吉字幸殿375番1及び377番1	伊予郡松前町大字鶴吉343番地 佐 伯 荒 太

”	武 智 邦 典	伊予市宮下1830番地
”	佐 川 秀 紀	伊予郡砥部町万年610番地
”	三 好 晶 夫	松山市石手白石甲42番地3

○愛媛県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月31日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	矢 野 幸 夫	松山市馬木町143番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	須 賀 素 臣	松山市馬木町93番地

○愛媛県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川4321番2から 同町宇和川4326番3まで	旧	メートル 12.9～16.7	キロメートル 0.072	
			新	13.3～19.3	0.072	

○愛媛県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川4321番2から 同町宇和川4326番3まで	平成25年 5月31日

○愛媛県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷2964番から 同町大谷3149番まで	旧	メートル 3.4～7.0	キロメートル 0.464	
			新	5.3～9.4	0.464	

○愛媛県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川31番1地先から 同町富野川54番4地先まで	平成25年 5月31日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成25年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
初動捜査支援システム 一式
- (2) 購入物品名及び数量  
仕様書による。
- (3) 購入物品の内容等  
仕様書による。
- (4) 納入期限

- 平成26年 2月28日
- (5) 納入場所  
愛媛県警察本部刑事企画課及び指定する場所
- (6) 入札方法  
購入に当たっての総価を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、平成23・24・25年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 購入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110
- (2) 入札書の受領期限  
平成25年7月11日(木)午後2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成25年7月11日(木)午後2時00分  
愛媛県警察本部 2階 第一会議室
- 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を下記の受領期間に提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 受領期間  
公告の日から平成25年7月4日(木)午後5時15分まで。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: A Supporting system for criminal Investigation at the initial stage
- (2) Time limit of tender: 2:00 p . m . , 11 , July , 2013
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 169

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成25年 5月31日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 - 17)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
委託地 方公共 団体	機 関	職	委託地 方公共 団体	機 関	職

上島町	省略		
	町長部局	本庁	部長 課(室)長 会計管理者 総務課長補佐(人事又は予算を担当するものに限る。) 総務課庶務係長 総務課財政係長
	省略		
省略			
久万高原町	省略		
	町長部局	本庁	課長 事務局長 会計管理者 総務課総務行政班長 総務課財政管財班長
	省略		
省略			
松前町	省略		
	町長部局	本庁	部長 理事 課長 会計管理者 総務課長補佐 財政課長補佐(予算を担当するものに限る。) 総務課職員係長 財政課財政係長
	省略		
省略			
砥部町	省略		
	教育委員会	事務局	教育長 課長
省略			
内子町	省略		
	町長部局	本庁	課(室)長 会計管理者 総務課長補佐 総務課政策調整班長 総務課人事・給与係長 総務課財政係長
	省略		
省略			
伊方町	省略		
	町長部局	本庁	課長 課付課長 会計管理者 総務課総務管理室長 総務課主任(人事を担当するものに限る。) 財政課主任(予算を担当するものに限る。)
	省略		
省略			
省略			
愛南町	省略		
	町長部局	本庁	課(室)長 会計管理者 農業支援センター長 総務課長補佐(人事を担当するものに限る。) 企画財政課長補佐 総務課職員係長 企画財政課財政係長
	省略		

上島町	省略		
	町長部局	本庁	部長 課(室)長 会計管理者 総務課長補佐 総務課庶務係長
	省略		
省略			
久万高原町	省略		
	町長部局	本庁	課長 会計管理者 総務課総務行政班長 総務課財政管財班長
	省略		
省略			
松前町	省略		
	町長部局	本庁	部長 課長 会計管理者 総務課長補佐 財政課長補佐(予算を担当するものに限る。) 総務課職員係長 財政課財政係長
	省略		
省略			
砥部町	省略		
	教育委員会	事務局	教育長 事務局長
省略			
内子町	省略		
	町長部局	本庁	課(室)長 会計管理者 総務課長補佐 (人事を担当するものに限る。) 総務課政策調整班長 総務課人事・給与係長 総務課財政係長
	省略		
省略			
伊方町	省略		
	町長部局	本庁	課長 課付課長 会計管理者 総務課総務管理室長 総務課主任(人事を担当するものに限る。) 財政課主任
	省略		
省略			
省略			
愛南町	省略		
	町長部局	本庁	課(室)長 会計管理者 農業支援センター長 総務課長補佐 企画財政課長補佐 総務課職員係長 企画財政課財政係長
	省略		

	省略	
省略		

備考 省略

	省略	
省略		

備考 省略

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。